

インフルエンザ登園届(保護者記入)

こども園に入所する児童がインフルエンザにかかった場合、発熱から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過するまで登園することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登園する際に本紙を保護者の方が記入し、こども園に提出してください(医療機関が発行する治療を証明する意見書等の提出は不要です)。

インフルエンザ登園届(保護者記入)	
清水こども園園長様	
クラス名 _____	
児童氏名 _____	
令和__年__月__日(医療機関名: _____)を受診し、インフルエンザと診断されました。(発症日:令和__年__月__日)	
令和__年__月__日現在、下記の通り「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過し登園が可能となりましたので、届け出いたします。	
保護者氏名 _____	

記

罹患中の体温をはかり、記録してください。(平熱: ____ . ____℃)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃
夜の体温	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃
解熱薬使用	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

【インフルエンザ登園規準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

例	発症日 0日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	
発熱後1日で 解熱の場合	発熱	解熱	→				※注	登園 可能	
	発熱			解熱	→				登園 可能

※発症後5日以内の為、登園不可となります。

※発熱した日、および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことをいい、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり、3日を経過したことをいいます。